

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案
規制の名称	介護サービス事業者の経営情報に係る報告
規制の区分	新設
担当部局	老健局認知症施策・地域介護推進課
評価実施時期	令和5年1月
規制の目的、内容及び必要性	<p>実態を踏まえた効率的な介護サービス提供体制の構築のための政策検討や介護従事者等の処遇改善に向けた検討等に資するという観点から、経営情報の収集・把握を進めることが重要であり、介護職員の処遇改善を進める上でも、介護サービス事業者の経営状況について、医療法人と同様に分析できる体制の構築が求められているため、データベースを構築するための報告規定を設ける。規制の新設を行わない場合、介護サービス事業所への経営影響を踏まえた適時の支援について、より詳細な実態の把握に基づく政策の企画・立案の推進に支障が生ずるほか、実態を踏まえた介護職員の処遇改善の取組が進まないおそれがある。</p>
直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】 介護サービス事業者の経営情報の報告への対応が生じる。ただし、オンラインでの報告を可能とし、新たに入力して報告する必要のある項目を減らす等の対応を行う予定であり、金銭的費用は生じない。</p> <p>【行政費用】 国及び都道府県において、介護サービス事業者の経営情報について調査・分析等を行うための費用が生じる。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>本規制の新設に伴い、全国の介護サービス事業所・施設の収益及び費用等の情報を把握・分析することができ、介護サービス事業者への的確な支援策の検討や、実態を踏まえた介護従事者等の処遇改善に向けた検討に活用することが可能となるほか、当該分析の結果を公表することで、国民に対して介護が置かれている現状・実態の理解の促進にも資するという効果が期待できる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>副次的な影響は想定されない。</p>
費用と効果(便益)の把握	<p>本規制の新設により、介護サービス事業者は自らの経営情報の報告について一定の負担が生じるものの、報告の際に入力する項目を減らす等により負担の抑制が図られている一方で、介護サービス事業者の経営情報を都道府県及び国が把握することにより、経営影響を踏まえた的確な支援策の検討など、実態を踏まえた政策の企画立案の推進に資するため、本規制の内容は適当と判断する。</p>
代替案との比較	<p>介護サービス事業者の経営情報の報告を努力義務とする対応が考えられる。 この場合、努力義務の遵守については、介護サービス事業者側の判断に委ねられることになり、支援策の検討等のために必要となる一定の量の情報を収集できずに、実態に基づく的確な政策の企画立案を十分に行えないおそれがある。</p>
その他の関連事項	なし

事後評価の実施時期等

この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。